

&lt;個別案件確認表（東京都）&gt;

東京都担当確認年月日 2018年 9月 19日

東京都作業部会確認年月日 2018年 9月 28日

(契約変更に伴う再確認年月日 2020年11月27日)

事業名 大会管理/事務管理システム、インフォシステム

案件名 Atos 社との Particularised Agreement (PA) 締結

| 確認の視点   | 東京都の見解  | 備考   |
|---|---|--|
| 経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること            | <ul style="list-style-type: none"> <li>大卒の合意に基づき、平成30年度に予算計上した大会管理/事務管理システム、大会情報配信システム等に係るパラリンピック経費である。</li> <li>経費分担についても、大卒の合意に基づいている。</li> <li>発注予定金額はV2予算内であることを確認した。<br/>(2020年11月26日 契約変更に伴う追記)</li> <li>なお、延期に伴う追加経費の取扱いは、現時点で未定である。</li> </ul>  |  |
| 事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること | <ul style="list-style-type: none"> <li>大卒の合意において、組織委員会は、大会運営の主体としての役割を担っている。</li> <li>本案件は、IOC、Atos社及び組織委員会との間で締結される、大会の全会場にわたる大会運営に関わる中核的なシステムの開発、管理、運用等のITサービスについての包括的な供給契約（Particularised Agreement. 以下「PA」という。）である。</li> <li>以上から、本案件について、組織委員会が一括して執行することが効率的・効果的である。<br/>(2020年11月26日 契約変更に伴う追記)</li> <li>既存契約の契約期間を延伸し、大会時の業務を1年後にスライドするとともに、システムの継続稼働等、大会延期に伴い新たに発生した業務に係る契約変更を行う。</li> </ul> |  |
|   | <ul style="list-style-type: none"> <li>開催都市契約及び開催都市契約大会運営要件において、競技大会結果・情報サービスを提供することが定められている。<br/>(2020年11月26日 契約変更に伴う追記)</li> <li>契約期間を延長した上で、大会時業務を1年後へスライドし、追加で発生する業務への対応を実施するため、既存契約の契約期間を考慮し、現時点で手続きが必要であることを確認した。</li> </ul>  | <p>開催都市契約 64</p> <p>開催都市契約大会運営要件 Tec07, 08</p> |

|  |            |   |  |
|--|------------|---|--|
| <p>経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること</p> | <p>効率性</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・組織委員会からは、監査法人が PA の契約金額について検証し、評価モデルを用いて算定した適正契約金額よりも、安価であったとの結果を踏まえ、Atos 社からの提示金額が妥当であるということを確認したという説明を受けた。</li> <li>・共同実施事業管理委員会設置要綱第 7 条に基づき、本件に関する専門家からの、「組織委員会の説明内容によると Atos 社が提供するサービスの対価を算出することは困難であるものの、当該システムの開発、管理、運用等を Atos 社以外の企業が実施した場合よりも Atos 社からの提示額の方が安価であると考える。」という意見を確認した。<br/>(2020 年 11 月 26 日 契約変更に伴う追記)</li> <li>・大会時に必要な業務については、追加費用なしで提供期間を 1 年後にスライドし、必要最低限の業務のみ追加で委託することを確認した。</li> <li>・役務費については、大会延期期間中に実施する必要がある業務内容及び価格交渉経緯等から妥当であることを確認した。</li> <li>・その他の経費（旅費、ライセンス費等）については、他案件や市場価格との比較等から費用が妥当であることを確認した。</li> </ul> |  |
|  | <p>納得性</p> | <p>「経費の内容等が効率性の観点から妥当なものであること」の項目と同じ。<br/>(2020 年 11 月 26 日 契約変更に伴う追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大会延期期間中の業務に必要なシステムを継続稼働させるものの、不要なシステムの停止や利用頻度の低いシステムの運用環境の縮退、コア人材以外の人員の削減等の検討を重ね、価格交渉を実施してきたことを確認した。</li> <li>・今後、大会運営の方向性等を考慮し、適宜、見直し等を実施し、さらなるコスト最適化を継続していただきたい。</li> </ul>  |  |
| <p>その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること</p>  |            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大会成功に向けて、大会開催都市としての責任を持つ東京都が大枠の合意に基づき、本事業の経費を公費で負担することは適切である。<br/>(2020 年 11 月 26 日 契約変更に伴う追記)</li> <li>・延期に伴う追加経費については、既存経費も含めて可能な限りの効率化、精査を図ること。</li> <li>・また、延期に伴う追加経費については、現時点においては、その取扱いが未定であるため、当面組織委員会の負担とする。</li> </ul>   |  |

\*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。